省　令

○厚生労働省令第二十五号

職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第四十七条第一項の規定に基づき、職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法第四十七条第一項に規定する指定試験機関の指定に関する省令（平成十四年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

表ピアノ調律の項中「社団法人日本ピアノ調律師協会（昭和四十八年十一月五日に社団法人日本ピアノ調律師協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本ピアノ調律師協会」に改め、同表ファイナンシャル・プランニングの項中「社団法人金融財政事情研究会（昭和二十五年九月二十七日に社団法人金融財政事情研究会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「一般社団法人金融財政事情研究会」に改め、同表知的財産管理の項中「有限責任中間法人知的財産教育協会（平成十五年八月二十一日に有限責任中間法人知的財産教育協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人知的財産教育協会」に改め、同表金融窓口サービスの項中「社団法人金融財政事情研究会」を「一般社団法人金融財政事情研究会」に改め、同表レストランサービスの項中「社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会（昭和六十年一月二十六日に社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会という名称で設立された法人をいう。）」を「一般社団法人日本ホテル・レストランサービス技能協会」に改め、同表ビル設備管理の項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会（昭和四十一年十月二十日に社団法人全国ビルメンテナンス協会という名称で設立された法人をいう。以下同じ。）」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表ガラス用フィルム施工の項中「墨田区両国四丁目三十五番一号」を「渋谷区桜丘町二十九番三十五号」に改め、同表調理の項中「社団法人調理技術技能センター（昭和五十七年七月三十一日に社団法人調理技術技能センターという名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人調理技術技能センター」に改め、同表ビルクリーニングの項中「社団法人全国ビルメンテナンス協会」を「公益社団法人全国ビルメンテナンス協会」に改め、同表ハウスクリーニングの項中「社団法人全国ハウスクリーニング協会（昭和五十五年一月十四日に社団法人全国インテリアクリーニング協会という名称で設立された法人をいう。）」を「公益社団法人全国ハウスクリーニング協会」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十六号

母体保護法（昭和二十三年法律第百五十六号）第十五条第二項及び母体保護法施行令（昭和二十四年政令第十六号）第八条の規定に基づき、母体保護法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

母体保護法施行規則の一部を改正する省令

母体保護法施行規則（昭和二十七年厚生省令第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十六条第六号中「資格」を「受講資格」に改める。

第十七条第一号中「保健師又は看護師」を「保健師若しくは看護師又は保健師助産師看護師法（昭和二十三年法律第二百三号）第二十条第一号に規定する学校又は同条第二号に規定する助産師養成所（これらの者が認定講習の実施者である場合に限る。）に在学し、助産師として必要な知識及び技能を修得中の者」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第二十七号

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十九条第一項及び雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第二項の規定に基づき、雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年二月二十七日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

雇用対策法施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

（雇用対策法施行規則の一部改正）

第一条　雇用対策法施行規則（昭和四十一年労働省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第二項中「九十万円」を「六十万円」に改め、同条第三項中「九十万円」を「六十万円」に、「六十万円」を「四十万円」に改め、同条第四項中「同号」を「同項」に改め、「三十万円」と」の下に、「「六十万円」とあるのは「八十万円」と」を加え、同条第五項中「同号」を「同項」に、「九十万円」を「六十万円」に、「百三十五万円」を「百二十万円」に改め、同条第六項中「九十万円」を「六十万円」に改める。

（雇用保険法施行規則の一部改正）

第二条　雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次のように改正する。

第百十条第二項第二号中「九十万円」を「六十万円」に改め、同条第三項中「九十万円」を「六十万円」に、「六十万円」を「四十万円」に改め、同条第四項中「「三十万円」と」を「「三十万円」と、「六十万円」とあるのは「八十万円」と」に改め、同条第五項中「九十万円」を「六十万円」に、「百三十五万円」を「百二十万円」に改め、同条第六項及び第七項中「九十万円」を「六十万円」に改め、同条第八項中「九十万円」を「六十万円」に、「六十万円」を「四十万円」に改める。

第百十八条の三第二項第二号中「百三十五万円」を「百二十万円」に改め、同条第三項中「百三十五万円」を「百二十万円」に、「九十万円」を「八十万円」に改める。

附則第十五条の五第二項中「九十万円」を「六十万円」に改め、同条第三項中「九十万円」を「六十万円」に、「六十万円」を「四十万円」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、平成二十七年五月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前にこの省令による改正前の雇用対策法施行規則第六条の二又はこの省令による改正前の雇用保険法施行規則（以下「旧雇保則」という。）第百十条の規定により特定求職者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する特定求職者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

2　施行日前に旧雇保則第百十八条の三第二項又は第三項の規定により発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。

3　施行日前に旧雇保則附則第十五条の五第二項又は第三項の規定により被災者雇用開発助成金の支給を受けることができることとなった事業主に対する被災者雇用開発助成金の支給については、なお従前の例による。